

れい わ がんねん ど しょう しゃ たいしょう  
令和元年度 障がい者を対象とした  
しま ね けんしよくいんさいようせんこう し けん じゅけんあんない  
島根県 職員採用選考試験 受験案内

しま ね けんじんじ いんかい  
島根県人事委員会

でんわ  
電話 (0852) 22 - 5438

〒690-8501 まつ え しのまち ばん ち  
松江市殿町8番地

しま ね けんじんじ いんかい  
島根県人事委員会ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

うけ つけ き かん  
○受付期間 令和元年 8 月 26 日 (月) ~ 9 月 27 日 (金)

ゆうそう ばあい がつ にち きん  
郵送による場合は、9月27日(金)までの消印有効

インターネットでの受付期間

が つ にち げつ ごぜん じ ふん が つ にち すい ごご じ  
8月26日(月) 午前8時30分~9月25日(水) 午後5時

うけ つけ じ かん  
○受付時間 午前8時30分~午後5時15分

どようび にちようび およ しゅくじつ のぞ  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

だい じ し けん び  
○第1次試験日 令和元年 10 月 27 日 (日)

だい じ し けんごうかくはっぴよう  
○第1次試験合格発表 令和元年 11 月 11 日 (月)

だい じ し けん び  
○第2次試験日 令和元年 12 月 1 日 (日)

じゅけんしゃ たすう ばあい よくじつ めんせつし けん じっし ばあい  
※受験者多数の場合は、翌日に面接試験を実施する場合があります。

さいしゅうごうかくはっぴよう  
○最終合格発表 令和元年 12 月中旬 (予定)

れい わ がんねん ど だい じ し けん きょうよう し けん だい じ し けん さくぶん し けん  
・令和元年度から、第1次試験で教養試験を、第2次試験で作文試験

およ めんせつし けん じっし さいしゅうごうかくしゃ けつてい  
及び面接試験を実施し、最終合格者を決定します。

じぜん もう こ ばあい てんじ じゅけん  
・事前に申し込みをされた場合、点字による受験ができます。

# 1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

職種	試験区分	採用 予定人員	職務内容
一般事務	一般事務 (身体障がい者)	2名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事します。
	一般事務 (知的障がい者)	1名	
	一般事務 (精神障がい者)	2名	
学校事務	学校事務 (身体障がい者)	1名	島根県内の市町村立小・中・義務教育学校に勤務し、学校事務に従事します。 (採用後の勤務地は、障がいの程度等を考慮の上、出雲地区又は石見地区のいずれかに限定されます。)

- 注 (1) 受験の申込みは、いずれか一つの試験区分に限ります。
- (2) 申込受付後の試験区分の変更は認めません。
- (3) 採用予定人員は、変更する場合があります。
- (4) 試験区分「一般事務(知的障がい者)」の職務内容は、データ入力・集計、ホームページ保守、用品管理、施設設備の維持管理等の事務を予定しています。
- (5) 試験区分「学校事務(身体障がい者)」は、県職員採用試験と同時に実施しますが、市町村の職員(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員)として採用されます。(※)
- (※)「出雲地区」は島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内、「石見地区」は島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内のことで。

## 2. 受験資格

以下の各試験区分に対応した、すべての要件を満たす人であること。

試験区分	年齢・資格等
すべての試験区分	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
一般事務 (身体障がい者)	身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人 ※
一般事務 (知的障がい者)	次のいずれかに該当する人 ※ <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人</li> <li>知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がい者であると判定された人</li> </ul>
一般事務 (精神障がい者)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※
学校事務 (身体障がい者)	身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人 ※

※ 試験日当日までに交付又は判定される見込みの人を含む。なお、試験日当日に次のいずれかの手帳等を持参していただく必要があります。

- 受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- 上表の公的判定機関で知的障がい者であると判定されたことを証明する書類

なお、<sup>つぎ</sup> 次の各号のいづれかに<sup>がいとう</sup> 該当する人は、<sup>ひと</sup> 受験<sup>じゅけん</sup>できません。

- (1) <sup>にほん</sup> 日本<sup>こくせき</sup> の国籍<sup>ゆう</sup> を有<sup>ひと</sup> しない人<sup>しよくしゆ</sup> (職<sup>いっぽん</sup> 種<sup>じ</sup> 「一<sup>む</sup> 般<sup>じ</sup> 事<sup>む</sup> 務<sup>む</sup>」 のみ。)
- (2) <sup>せいねん</sup> 成年<sup>ひ</sup> 被<sup>こうけん</sup> 後<sup>にん</sup> 見<sup>また</sup> 人<sup>ひ</sup> 又<sup>ほ</sup> は被<sup>さ</sup> 保<sup>にん</sup> 佐<sup>にん</sup> 人<sup>けい</sup> (経<sup>か</sup> 過<sup>そ</sup> 措<sup>ち</sup> 置<sup>ち</sup> による<sup>じゆんぎん</sup> 準<sup>ち</sup> 禁<sup>さん</sup> 治<sup>しゃ</sup> 産<sup>ふく</sup> 者<sup>ふく</sup> を含<sup>ふ</sup> む。)
- (3) <sup>きんこ</sup> 禁<sup>いじょう</sup> 錮<sup>けい</sup> 以上<sup>しよ</sup> の刑<sup>しつこう</sup> に処<sup>お</sup> せられ、その執<sup>また</sup> 行<sup>しつこう</sup> を終<sup>う</sup> わるまで又<sup>う</sup> はその執<sup>う</sup> 行<sup>う</sup> を受<sup>う</sup> けることがなくなるまでの<sup>ひと</sup> 人<sup>ひと</sup>
- (4) <sup>しまね</sup> 島<sup>けん</sup> 根<sup>しよくいん</sup> 県<sup>しよくいん</sup> の職<sup>ちようかいめんしよく</sup> 員<sup>しよぶん</sup> とし<sup>う</sup> て懲<sup>とうがい</sup> 戒<sup>しよぶん</sup> 免<sup>ひ</sup> 職<sup>ひ</sup> の処<sup>ねん</sup> 分<sup>ねん</sup> を受<sup>ねん</sup> け、当<sup>ひ</sup> 該<sup>ひ</sup> 処<sup>ひ</sup> 分<sup>ひ</sup> の日<sup>ひ</sup> から2<sup>ねん</sup> 年<sup>ねん</sup> を経<sup>けい</sup> 過<sup>か</sup> しな<sup>ひと</sup> い人<sup>ひと</sup>
- (5) <sup>にほん</sup> 日本<sup>こくけん</sup> 国<sup>ほう</sup> 憲<sup>せ</sup> 法<sup>こう</sup> 施<sup>ひ</sup> 行<sup>い</sup> の日<sup>ご</sup> 以<sup>ご</sup> 後<sup>ご</sup> におい<sup>ご</sup> て、<sup>にほん</sup> 日本<sup>こくけん</sup> 国<sup>ほう</sup> 憲<sup>ほう</sup> 法<sup>また</sup> 又<sup>また</sup> はその下<sup>もと</sup> に成<sup>せい</sup> 立<sup>りつ</sup> し<sup>つ</sup> た<sup>つ</sup> 政<sup>せい</sup> 府<sup>ふ</sup> を暴<sup>ほう</sup> 力<sup>りよく</sup> で破<sup>は</sup> 壊<sup>かい</sup> する<sup>し</sup> こと<sup>し</sup> を主<sup>しゆ</sup> 張<sup>ちよう</sup> する<sup>せい</sup> 政<sup>とう</sup> 党<sup>た</sup> その他<sup>だん</sup> の団<sup>たい</sup> 体<sup>けつ</sup> を結<sup>せい</sup> 成<sup>せい</sup> し、又<sup>また</sup> はこれに<sup>か</sup> 加<sup>か</sup> 入<sup>にゅう</sup> し<sup>ひと</sup> た人<sup>ひと</sup>

### 3. 受験上の配慮

試験にあたっては、受験者の希望に応じて、原則として以下のとおり対応することとしています。

これらの対応を希望される場合は、申込書（申込画面）の該当項目に必ず記入（入力）をしてください。

申込書への記入（申込画面への入力）がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

なお、ご希望の内容によっては、試験の実施上問題ないかを確認するため、障害者手帳の写し又は専門医の意見書等を別途提出していただく場合があります。

障がいの種類	対応の内容
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーペ（拡大鏡）、拡大読書器の持ち込みを認めます。</li> <li>・音声読み上げ機能付きパソコンの使用を認めます。</li> <li>・点字又は拡大文字による試験問題を用意します。</li> </ul>
聴覚障がい・ 音声言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験員の発言事項について、書面を配布し伝達します。</li> <li>・補聴器の持ち込みを認めます（聴覚障がいに限る）。</li> <li>・手話通訳者を試験室に配置します。</li> <li>・筆談メモを用意します。</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子を使用する方には、入口付近などの移動しやすい席を用意します。</li> <li>・身体障がい者用のトイレ、スロープのある施設を試験場とします。</li> </ul>
上肢機能障がい等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢機能障がいなど障がいの特性上、筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンの使用を認めます。ただし、事前に障害者手帳の写し又は専門医の意見書を提出していただく必要があります。</li> </ul>
すべての障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の他、受験者の希望に応じて受験上の配慮が適当と認められること</li> </ul> <p>※ご希望の内容によっては対応できないことがあります。</p>

また、<sup>きょうよう しけん</sup>教養試験は、<sup>しき</sup>①マークシート式と <sup>すうじ きにゆうしき</sup>②数字記入式 <sup>かい</sup>※の 2つの解  
<sup>とうほうほう</sup>答方法により行います。すべての<sup>じゅけんしゃ</sup>受験者は、<sup>もうしこみ</sup>申込時にいずれかの方法 <sup>ほうほう</sup>を選択  
<sup>ひつよう</sup>する必要があります。（ただし<sup>てんじ</sup>点字による<sup>じゅけんしゃ</sup>受験者は除く）

（記入例）<sup>きにゆうれい</sup>問題No.2の<sup>もんだい</sup>解答を「5」とする<sup>かいとう</sup>場合 <sup>ばあい</sup>

①マークシート式 <sup>しき</sup>

No.1	①	②	③	④	⑤
No.2	①	②	③	④	●
No.3	①	②	③	④	⑤
No.4	①	②	③	④	⑤

<sup>せんたくし</sup>選択肢の<sup>かいとうばんごう</sup>解答番号「5」の○  
<sup>えんぴつ</sup>を鉛筆で塗りつぶします。

②数字記入式 <sup>すうじ きにゆうしき</sup>

問題番号	解答欄
No.1	
No.2	5
No.3	

※<sup>かいとうらん</sup>解答欄に<sup>かいとうばんごう</sup>解答番号の<sup>すうじ</sup>数字  
「5」を<sup>きにゆう</sup>記入します。マークシ  
トによる<sup>かいとう</sup>解答が<sup>むずか</sup>難しい場合は  
こちらを<sup>せんたく</sup>選択してください。

4. <sup>しけん</sup>試験の<sup>にちじ</sup>日時、<sup>しけんち</sup>試験地・<sup>しけんじょうおよ</sup>試験場及び<sup>しけん</sup>試験の<sup>しゅもく</sup>種目

くぶん 区分	にち 日	じ 時	しけんち およ 試験地及び試験場	しけん しゅもく 試験の種目
第1 次 試験	10月27日（日）	9：00～9：30 試験時間 10：00～	まつえし 松江市 しまねけんしよくいんかいかん 島根県職員会館 まつえしうちなかばらちよう （松江市内中原町）	きょうようしけん 教養試験
第2 次 試験	12月1日（日） （詳細は第1次試験の 合格者にお知らせします。）		まつえし 松江市 しまねけんしよくいんかいかん 島根県職員会館 まつえしうちなかばらちよう （松江市内中原町）	さくぶんしけん 作文試験 めんせつしけん 面接試験

※ 第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。

※ 第2次試験受験者（第1次試験合格者）多数の場合は、12月2日（月）に  
面接試験を実施する場合があります。

5. 選考試験の種目、配点及び内容

くぶん 区分	しゅもく 種目	はいてん 配点	ない 内 よう 容
第1次試験	きょうようしけん 教養試験	300	<p>公務員として必要な知識及び知能について、高校卒業程度の内容で、択一式による筆記試験を行います。</p> <p>(1) 一般事務（知的障がい者） 出題数 37 題（111 分）</p> <p>(2) (1)以外の試験区分 出題数 40 題（120 分）（点字は 180 分）</p>
第2次試験	さくぶんしけん 作文試験	200	<p>文章による表現力、課題に対する理解力について試験を行います。（75 分、1000 字）</p>
	めんせつしけん 面接試験	500	<p>職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。（事前に自己紹介書を提出していただきます。）</p>

※ 試験種目によっては一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とします。

## 6. 受 験 手 続

- (1) 申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に直接持参するか郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「一般事務申込」又は「学校事務申込」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。

○ 持参又は郵送により申込むときの提出書類

	提出書類名	留 意 事 項
1	障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験申込書	申込書裏面の「申込書記入上の注意」を参照してください。
2	返信用封筒 (受験票送付用)	120円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒〔角形2号(縦33.2cm×横24.0cm)〕を同封してください。

- (2) 県のホームページからインターネット(しまね電子申請サービス)で申し込む場合は、申込み画面上の注意事項をよく確認の上申込みをしてください。(ご使用の機種や環境によって一部対応できないことがあります。)

○ インターネットホームページアドレス

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

- (3) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。受験票が10月15日(火)までに到着しないときは、島根県人事委員会事務局に照会してください。

- (4) 受験票に付いている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、大切に保管してください。(試験当日は受験票のみ持参してください。)



## 7. 受付期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和元年8月26日(月)から9月27日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

郵送の場合は、9月27日(金)までの消印有効です。

インターネットの場合は、9月25日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

## 8. 自己紹介書の提出について

「自己紹介書」は、第2次試験の面接試験の受験に必要な書類です。第1次試験の合格発表から提出締切までの期間が短いので、早目にご準備ください。

- (1) 提出方法：自筆で記入の上、島根県人事委員会事務局へ郵送（簡易書留郵便とし、封筒の表に「一般事務資料」又は「学校事務資料」と朱書）又は持参

※自筆が困難な方については、パソコンで作成されても構いません。

- (2) 提出期間：土曜日及び日曜日を除き、11月11日(月)から11月22日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで  
郵送による場合も、11月22日(金)必着

## 9. 合格発表

区 分	合格発表方法等
第1次試験	11月11日(月)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。 (11月17日(日)までに結果通知が届かない場合は、島根県人事委員会事務局に照会してください。)
第2次試験	12月中旬(予定)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。

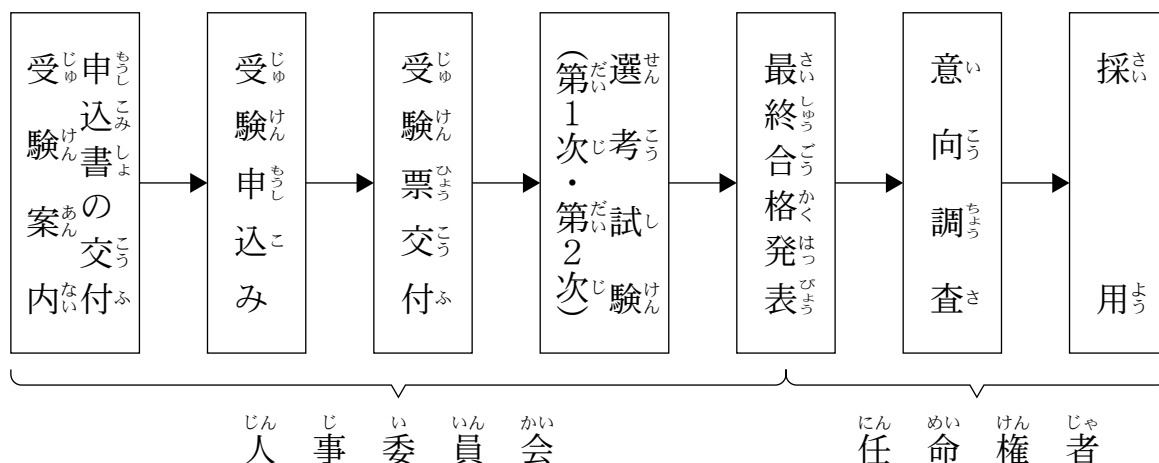
## 10. 採用の時期及び給与

### (1) 採用の時期

最終合格者は、原則として令和2年4月1日に採用されます。

なお、採用に先立って各任命権者が「意向調査」を行います。その際には本人の希望勤務地等について十分意見を聞くことにしています。

#### (参考) 受験申込みから採用まで



### (2) 給与

給料は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

初任給	高校卒 (18 歳)	149,432 円
	短大卒 (20 歳)	159,186 円
	大学卒 (22 歳)	171,052 円

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(注) 本人の学歴や職歴により、初任給の調整が行われます。

このほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

## 11. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、次の対象者ごとに試験成績をお知らせします。

対象者	第1次試験：不合格者のみ 第2次試験：合格者及び不合格者
通知内容	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目
通知方法	合格発表日以降に、受験票・試験結果通知送付先住所へ郵送します。

※ 第1次試験の合格者へは合格通知のみ送付し、第1次試験の成績は第2次試験の成績と併せて最終合格発表日以降に通知します。

## 12. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ① 本試験に関する事務の実施
- ② 今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないよう  
に処理します。）
- ③ 最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報を任命権者に提供します。）

## 13. その他

- (1) 受験手続き、その他この試験についての問い合わせは、島根県人事委員会事務局企画課任用グループ（〒690-8501 松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 TEL (0852) 22-5438）にしてください。（試験当日については、090-9068-8234）
- (2) 自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

さんこう か こ さくぶん しけん か だい  
 ◎参考 過去の作文試験課題

へいせい ねんど あな が 「けん じゆん となつて やりた い じしや」 に つ い て、 述 べ な さ い。  
 平成30年度 あなたが「県職員となってやりたい仕事」について、述べなさい。

へいせい ねんど わ た し め ざ し ま ね けん じゆん だ い じ ゆ う の  
 平成29年度 「私が目指す島根県職員」と題して、自由に述べなさい。

し けん じゆう あん ない ず  
 試験場案内図



● J R 山陰本線松江駅から

- いちばた まつ え こ おん せん い  
 ・一畑バス「松江しんじ湖温泉」行き
- まつ え し えい だいがく かわつ い  
 ・松江市営バス「大学・川津」行き

こくほうまつ え じゆうけんちようまえ げしや と ほやく ふん  
 「国宝松江城県庁前」下車 徒歩約5分

●一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅から

と ほやく ふん  
 徒歩約15分